

議案第 27 号

## 東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第25条第1項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

第31条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日」を「減免事由に該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日又は納期限のいずれか遅い日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東近江市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。